

第2次南砺市行政改革実施計画[改定版]指標一覧

No.	改革事項	指標	備考
1	計画行政の推進	・進捗管理を実施している計画の割合(H27:71%⇒H31:100%)	事業を効果的に実施するために、評価・検証が不可欠であり、進捗管理を実施している割合を指標とする。
2	市内公共交通体系の連携強化	・公共交通機関を使いやすいと感じる市民の割合(H27:36.7%⇒H31:40.0%)	公共交通機関の利便性の向上を目指す。市総合計画後期基本計画の指標を準用。
3	イベントの再編と運営方法の見直し	・観光課所管イベント補助金(H27:65,890千円⇒60,580千円)	イベントの性格や内容についての精査し、官民が協力イベント運営を行うような体制に移行していく。イベント補助金額について、平成23年度実績71,270千円から平成31年度までの8年間で、15%減を目指す。
4	公共施設再編計画の推進	・公共施設H27末延床面積と比較した縮減面積(H27:0㎡⇒H31:58,800㎡)	公共施設の適正な規模を目指す。第2次公共施設再編計画で定めた数値目標を準用。
5	分庁舎方式の検証と庁舎機能の再編	・統合庁舎整備の方向性の決定・推進(H27:未決定⇒H31:決定・推進(100%))	新市合併まちづくり計画ではH31まで分庁舎方式としている。H32以降の効率的な統合庁舎整備の方向性を決定し、推進する。
6	行政評価制度の本格運用	・行政サービス(市役所の仕事)の水準が適正だと思う市民の割合(H27:68.3%⇒H31:75.0%)	効率的・効果的な行政運営を目指す。市総合計画後期基本計画の指標を準用。
7	職員提案制度の実施	・職員による提案採用件数(H27:0件⇒H31:3件)	職員の自由な発想による政策提言や事務・業務改善に全庁的に取り組む。今後新たに制度を開始することから、最低でも3件の提案を採用したい。
8	市が事務局を担っている各種団体の事務の見直し	・各種団体事務局の民間への移譲スケジュールの策定と実行(H27:未策定⇒H31:策定・実行(100%))	各種団体と協議した上で、事務局事務の見直しを行い、移譲等に向けて検討し、方向性を定める。
9	市立保育園の民営化の検討	・市立保育園の民営化等の方向性の決定(H27:未決定⇒H31:決定(100%))	保育園審議会の答申も踏まえ、十分協議し、今後の保育サービス等のあり方について方針を立てる。
10	指定管理者制度の適正な運用	・利用者一人当たりコストがH27と比較して減少した指定管理施設の割合(H27:0%⇒H31:70%)	管理者の工夫等で業務内容や運営方法の見直しを行い、人口減少による収益の影響が特に大きい施設以外の施設については、利用者一人当たりコストの削減を図る。
11	行政センター機能の見直し	・将来的な行政センターの事務分掌表の作成(H27:未作成⇒H31:作成(100%))	庁舎の再編に合わせ、行政センターと担当課の役割分担を見直し、事務の効率化を図る。
12	第三セクター改革プランによる経営改善	・5法人の基幹事業補助金等(H27:83,384千円⇒H31:57,011千円)	第三セクターの将来的な自立を目指し、基幹事業の補助金等を改革プランに沿って削減する。
13	団体の自立・自主性の促進	・市から派遣している職員数(H27:7人⇒H31:0人)	各種団体の自立を促進し、市からの派遣を取りやめる。
14	出前講座の充実	・事後アンケート調査の満足度割合(H27:未実施⇒H31:50%)	事後満足度アンケート調査を実施し、魅力的な講座メニューや実施講座への意見を募りフィードバックする。現在未実施であり基準値が無く目標値が設定不可のため50%とした。
15	公衆無線LAN環境の充実	・城端駅、福光駅、福野駅の市設置Wi-Fi利用者率(H27:0%⇒H31:20%)	インターネット情報取得の利便性向上を図る。南砺幸せなまちづくり創生総合戦略の指標を準用。

No.	改革事項	指標	備考
16	経常的経費の削減	・経常収支比率(H27:79.8%⇒H31:80.0%)	経常的経費の削減を図る。市総合計画後期基本計画の指標を準用。
17	公債費の適正な管理	・実質公債費比率(3か年平均)(H27:6.1%⇒H31:12.6%)	公債費の上昇抑制を図る。市総合計画後期基本計画の指標を準用。
18	基金繰入基準策定による持続可能な財政運営確立の推進	・基金繰入基準の策定(H27:未策定⇒H31:策定(100%))	年度間における公債費に占める一般財源の平準化を図ることで、持続可能な財政基盤を維持する。
19	市有資産の民間活用促進と整理譲渡	・公有財産貸付料収入(H27:24,215千円⇒H31:29,000千円)	公共施設再編や統合庁舎により普通財産等の増加が見込まれており、空きスペースの貸付によって有効活用を行う。行政センターの建物貸付収入の増加により指標を設定。
20	庁有車両の見直し	・公用車一般車両台数(H27:83台⇒H31:79台)	庁有車の利用率を踏まえ、車両台数の削減を図る。H31までに4庁舎各1台の削減を目標とする。
21	施設保全情報台帳の整備	・施設保全情報台帳の整備(H27:未整備⇒H31:整備(100%))	台帳整備により、周期的な保全項目の把握、将来の修繕計画や予防保全への効果的な活用を図る。
22	滞納対策強化による収納率の向上	・全税目(市民、法人、固定、軽車、国保)合計収納率(市税の過年度滞納分含む)(H27:94.26%⇒H31:95.00%)	滞納させない取組も含め、現年度分と過年度分の収納率を含めた指標とする。(H25:94.08%、H26:94.44%、H27:94.26%)
23	債権管理の一元化	・合同徴収実施件数(H27:0件⇒H31:10件)	臨戸徴収の際等に滞納情報を共有し、効率的な滞納整理を行う。
24	受益負担の適正化	・受益者負担の適正な利用料金の見直しを行なった文化施設及びスポーツ施設数。(H27:0件⇒H31:45件)	産業系施設について見直しを行ったので、今後、文化センター(8施設)及びスポーツ系施設(37施設)の見直しを行う。
25	市の各種媒体への有料広告掲載等の拡充	・有料広告掲載等による収入(H27:1,403千円⇒H31:1,500千円)	有料広告掲載による収入は有効な財源であり、新たな広告媒体の開発に取り組む。財源確保の観点から収入額を指標とすることは適切と考えられるが、景気等経済動向に左右される要素が大きいことから微増とした。
26	ふるさと寄附の推進	・寄附金額(H27:11,845千円⇒H31:13,000千円)	寄附されることによる自主財源確保及び返礼品の調達による地場産業の活性化を図る。(H26:4,289千円、H27:11,845千円)
27	補助金等の整理合理化と交付制度の見直し	・補助金等の整理及び終期の設定(H27:未設定⇒H31:設定(100%))	補助金額を維持することは困難であるため、検討・協議の上削減していくこととし、終期を設定する。
28	水道事業の経営改善	・水道事業有収率(H27:79.8%⇒H31:83.0%)	漏水調査、修繕、老朽管更新等により有収率の向上を図る。市総合計画後期基本計画の指標を準用。
29	下水道事業の経営改善	・下水道事業有収率(H27:80.2%⇒H31:82.0%)	不明水調査、浸入水防止修繕等により有収率の向上を図る。市総合計画後期基本計画の指標を準用。
30	病院改革プランによる経営改善	・医業収支比率(H27:84.2%⇒H31:92.0%)	地域の医療提供体制を確保するため収支比率の向上を図る。市総合計画後期基本計画の指標を準用。
31	定員適正化計画に基づく職員定数の適正化	・職員数(病院事業会計職員等を除く)(H27.4.1:578人⇒H31.4.1:569人)	効率的・効果的な事業推進を図るため適正な職員配置を目指す。第2次定員適正化計画の職員数を準用。

No.	改革事項	指標	備考
32	時間外勤務手当の削減	・時間外勤務手当支給額(2病院を除く)(H27:53,810円⇒H31:51,000千円)	定員適正化計画による職員削減により、1人あたりの業務量が過多傾向であることから、業務の見直し等により事業規模(内容)を削減することで、時間外勤務手当の削減を図る。平成27年度対比5%の削減を目指す。
33	職員研修計画に基づく研修の実施	・延べ受講者(職員)数(H27:567人⇒H31:580人)	職員の資質向上は継続的に実施する必要がある、研修を充実させることや、研修を受けやすい職場環境を整えることで受講者数の増加を図る。平成27年度対比3%の受講者増を目指す。
34	近隣自治体との連携による人材育成	・合同研修参加者数(H27:0人⇒H31:8人)	研修事業を他自治体と合同開催することで、広い視点から業務改善を自発的に行う職員の育成につなげる。広域6市連携での研修が50人規模と想定し、50人÷6市≒8人とした。
35	多様な人材の登用	・職員採用試験の応募者数(H27:186人⇒H31:200人)	広く能力及び意欲のある有能な人材の確保のための募集方法などを検討し、応募者数の増加を図る。平成27年度対比10%増を目指す。
36	女性委員登用の拡大	・各種行政委員の中の女性委員登用率(H27:26.5%⇒H31:40.0%)	協働のまちづくりの実現には、女性の参画が不可欠である。市総合計画後期基本計画の指標を準用。
37	市民意見の聴取方法の充実・聴取機会の拡充	・公聴事業参加者数(H27:460人⇒H31:480人)	市民主体のまちづくりを進めるため、公聴活動により、多くの市民から意見を聴取する機会を設ける。広聴方法や機会を増やすことは業務量の増加に繋がることから、現行枠組みを活かしながらより多くの市民が参加できる環境を整える。受入容量には限界があることから微増とした。
38	パブリックコメント制度の充実	・パブリックコメント実施件数(H27:32件⇒H31:40件)	協働のまちづくりを実現するための重要な「意見公募」の機会とし、制度の周知を図る。過去数年の実績は事案数が異なるため、平均をとって40回とした。
39	NPO等の設立及び活動支援	・市内NPO法人数(H27:22団体⇒H31:30団体)	市民との協働のまちづくりにはNPO法人が果たす役割は大きい。市総合計画後期基本計画の指標を準用。
40	地域内分権制度の推進(地域づくり交付金の活用)	・勉強会等の開催(H27:3回⇒H31:5回)	地域課題を地域で考える勉強会等を開催することで、地域づくり交付金の、より有効な活用を図る。勉強会を増やすことが地域課題の解決に繋がるため、開催回数を増やしていく。
41	市民協働体制の構築	・協働のまちづくりに取り組んでいる市民の割合(H27:42.7%⇒H31:58.0%)	協働のまちづくりにより、地域と行政の連携を深める。市総合計画後期基本計画の指標を準用。
42	協働による事業の展開	・市が取り組んでいる協働事業数(H27:19事業⇒H31:25事業)	協働事業の種類を増やすことで、市民による積極的な地域づくりの参画を促す。毎年1事業以上増やすこととし、25事業とした。